

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条の第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立から平成三十一年三月

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合の掲示板に掲示

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十八年三月三十日